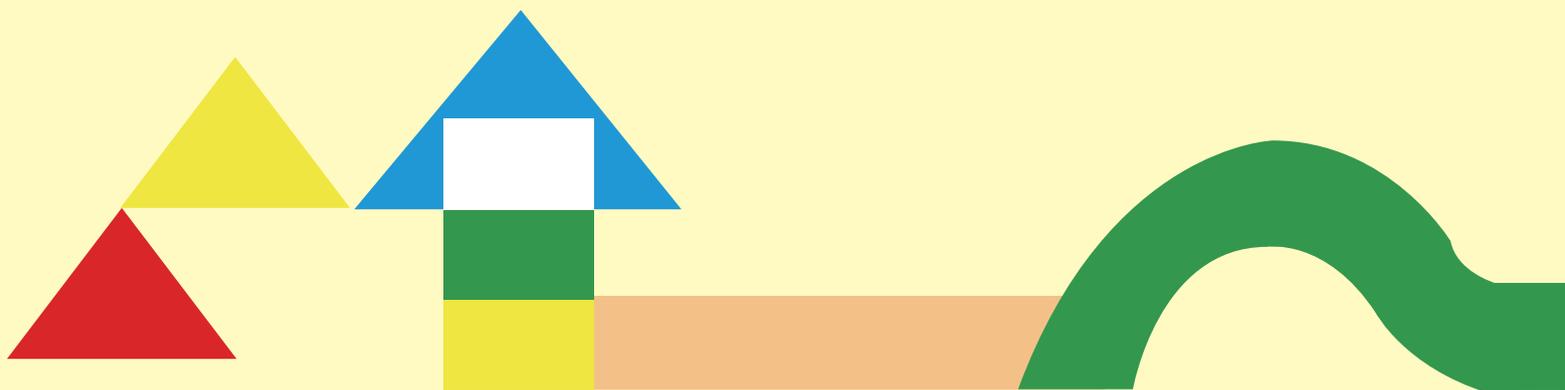


DISCLOSURE

ディスクロージャー 2023



島根益田信用組合

ごあいさつ

ここに、令和4年度の決算概況と島根益田信用組合の現況(2023ディスクロージャー誌)をご報告するにあたり、日頃みなさまから賜りましたご支援ご厚情に対して心より厚く感謝申し上げます。

令和4年度もコロナウイルス感染の影響が続く中、組合員のみなさま方においては鋭意工夫され、事業継続へ向け積極的な経済活動をされているところに、ロシアによるウクライナ侵攻の終結が見えず、サプライチェーンの停滞・寸断から物価が高騰するなど、厳しい経済環境下にあったと思っております。

こうした環境下、当組合としても、みなさま方における事業継続に向け、様々な支援体制を構築し、積極的な資金繰り支援を行ってまいりました。預金はコロナ資金滞留分が運転資金に利用され、年度末残高は減少しました。貸出金は、全体的に資金需要はやや低調となり、コロナ資金及び既存の貸出金の毎月の返済により平残・末残共に減少となりました。

預金	(期末残高)	25,885百万円	(前年比 △673百万円)
	(平均残高)	28,540百万円	(前年比 961百万円)
貸出金	(期末残高)	16,461百万円	(前年比 △342百万円)
	(平均残高)	16,397百万円	(前年比 △509百万円)
当期純利益		12百万円	(前年比 0百万円)

厳しい環境下ではありましたが、みなさまのご尽力と国を上げての支援体制構築で管内での倒産は非常に少なかったと思われま。新年度に入っで、コロナ感染症も5類に移行され、経済活動も徐々に復活してくるものと想定しています。

今後も当組合は引き続きみなさまのお役に立てるように努めてまいります。島根益田信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほどをお願い申し上げます。

令和5年6月

島根益田信用組合
理事長 竹本義正

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和26年11月 益田信用組合を設立(益田市駅前町14-23)
- 昭和30年5月 小野支店(戸田町)を開設
- 昭和42年7月 西益田支店(横田町)を開設
- 昭和46年6月 浜田支店(牛市町:現在は殿町)を開設
- 昭和53年10月 高津支店(高津町)を開設
- 昭和57年7月 オフラインシステム開始
- 昭和58年8月 島根益田信用組合に名称変更
- 昭和58年10月 あげぼの支店(あげぼの西町)を開設
- 昭和60年7月 自営オンラインシステム開始
- 平成元年11月 SANCS(信組オールネットキャッシュサービス)為替オンライン開始
- 平成3年11月 SKC(信組共同センター)に加盟
- 平成18年1月 ATM新機能追加(カードによる相互振込・暗証番号変更等)
- 平成19年11月 新店舗(本店)にて営業開始
- 平成29年2月 ルータフラット化工事完了(被災時の業務継続に強いシステム対策)
- 平成29年6月 竹本義正理事長就任
- 平成30年11月 小野支店を廃止し、高津支店に統合致しました。

事業方針

■基本方針

ますしんは協同組合金融機関として、組合員みなさまの社会的、経済的地位の向上に役立つことを目標に、地縁・人縁の特性を生かした顧客づくり・店舗づくり・人づくりにて地域の絆を大切に、地域の発展に努力いたします。

組訓~「奉仕」「繁栄」「啓発」

1. ますしんは、金融業務を通じて組合員をはじめ地域社会の健全な発展に奉仕します。
2. ますしんは、地域住民の豊かな生活、中小企業者の安定的成長の中でもにも繁栄を目指します。
3. ますしんは、健全経営を基盤に時代の変化に即応したうえで、地域社会の皆様から信頼されるよう常に啓発に努めます。

■コーポレートスローガン「おつきあい まごころで」

引き続き地域存在性を確立し、愛される信用組合を目指します。

仕事の心得

1. 仕事は足と情熱で
2. サービスは知恵と真心で
3. 顧客の喜びに感謝を

令和4年度 経営環境・事業概況

1. 経営環境

コロナ禍における厳しい環境下、訪問活動を中心にお客様を深く理解し役立つ情報とアドバイスを付加した金融サービスを行うことで、地域の皆さまとの関係強化を優先した営業体制の構築に努めました。私たちの地元の中で地縁・人縁を生かして狭域高密度で営業を行うことで存在感を維持し、お客様の期待にいつでも応えられる地域で一番身近な金融機関を目指し協同組合金融機関の原点であります「相互扶助」の実践に努めました。

2. 事業概況

令和4年度もコロナ感染による影響、これに加えロシアのウクライナ侵攻が長期化しサプライチェーンの停滞による物価高騰、特に輸入に頼る原材料については非常に厳しいものがありました。また、世界的にはインフレを鎮静化するために政策金利の引き上げが実施され、欧米などでは令和5年度に入って金融機関の倒産も発生するなど、直接的ではないものの金融環境・市場環境ともに非常に不透明感が漂う経済環境でした。

このような環境下、当組合は事業支援を最優先課題として取組み、その中でも資金繰り支援を積極的に取組致しました。預金は、コロナ貸出金の滞留預金の運転資金利用によりやや減少しました。貸出金は、先行きの不透明感から資金需要の低下とコロナ資金及び既存の貸出金の返済が進んだことから残高は減少しました。このような中において当組合は経費削減に努めるとともに有価証券の運用量の増加などを行い、経常収益は増加しました。また、積極的な引当の積み増しを行ったことで増収減益となりましたがほぼ前年度並みの当期純利益となりました。

業績

(1) 預金(残高)	25,885百万円	(前年度比△673百万円)
(2) 貸出金(残高)	16,461百万円	(前年度比△342百万円)
(3) 経常収益	418百万円	(前年度比 9百万円)
(4) 経常利益	16百万円	(前年度比 △1百万円)
(5) コア業務純益	28百万円	(前年度比 4百万円)
(6) 当期純利益	12百万円	(前年度比 0百万円)

■事業方針

(1) 経営力・組織力の強化

- ① 経営理念の徹底
- ② コンプライアンス態勢の強化
- ③ 内部監査・監視監査の機能強化
- ④ 人材の育成

(2) 経営基盤の強化

- ① 得意先活動の見直し
- ② 未来に繋がる顧客層の拡大
- ③ 融資取引先数の増加
- ④ 企業の持続化に向けた伴走型支援の取組
- ⑤ 収益力強化に向けて
- ⑥ 安易な金利競争との決別

(3) 健全経営の確保

- ① 内部管理態勢の強化
- ② マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスク管理態勢の確立
- ③ サイバー・セキュリティへの対応・強化
- ④ 経営効率の向上
- ⑤ 企業文化の醸成

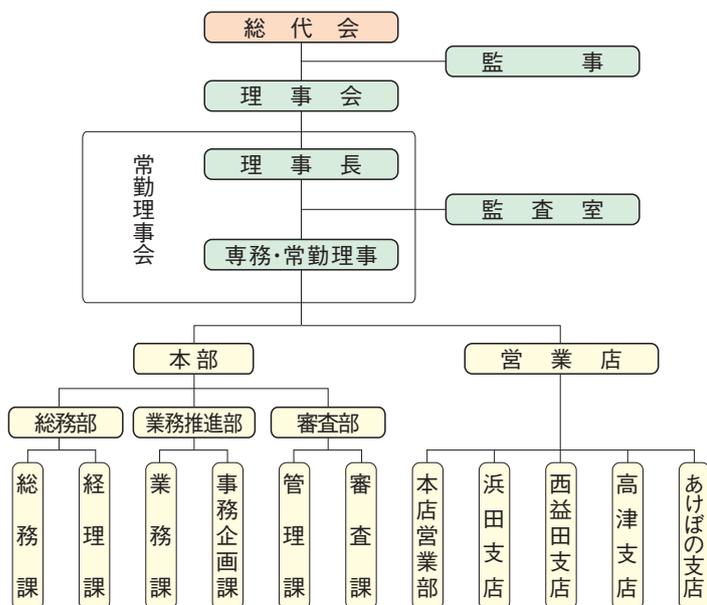
組合員の推移

(単位:人)

区 分		令和3年度末	令和4年度末
個 人		7,144	6,874
法 人		702	688
合 計		7,846	7,562

事業の組織

(令和5年6月末日現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和5年6月30日現在)

理事長	竹本 義正	専務理事 監査室長	小川 伸寛
理事 総務部長	品川 雅裕		
理事	大畑 悦治※	理事	安野 伸路※
理事	中島 謙二※	理事	平野 博敏※
理事	市原 浩※		
監事	羽柴 克郎	監事	竹内 宏規

注)当組合は、職員出身者以外の理事5名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

組合員の総意により組合経営の意思を決定する「総会」が、最高議決機関です。しかし、当組合の場合、組合員数7,562名(令和5年3月末)と多く、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、総会に代わる「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人々の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しており、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

各地区の組合員の中から、立候補及び推薦を受けた方が、総代選挙規定に基づき選挙を行い選出されます。

(2) 任期

総代の任期は、3年となっております。

(3) 定数

総代の定数は100人以上120人以下で、地区(選挙区)を7つに分け、総代の選出を行っており、令和5年6月末日現在の総代数は、116人です。

■総代会の決議事項等の議事概要

令和5年6月23日(金)に第72期通常総代会を開催し、下記のとおり報告事項の報告を行うとともに、議決事項については原案通り承認可決されました。

報告事項

第72期(令和4年4月1日～令和5年3月31日)までの事業報告の件
議案

- 第1号議案 第72期計算書類等(貸借対照表および損益計算書)承認の件
監査結果の報告
- 第2号議案 令和4年度 剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 令和5年度 事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第4号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第5号議案 その他

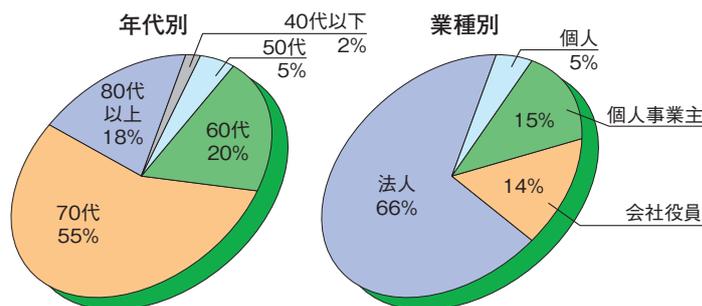
■選挙区と総代定数

(令和5年6月30日現在)

選挙区分	地区名	総代定数	総代数
第1区	益田地区	13名以内	13名
第2区	吉田地区	31名以内	29名
第3区	高津地区	20名以内	20名
第4区	東部地区	10名以内	10名
第5区	西部地区	13名以内	13名
第6区	西益田地区	18名以内	18名
第7区	浜田地区	15名以内	13名
		120名以内	116名

■総代の属性別構成比

(令和5年6月30日現在)



※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

■組合員・総代からの主な意見・要望例

本部直通の電子メールや各店の窓口にアンケート、相談窓口を設置しております。当組合の基本姿勢である「フットワーク」を活かして訪問活動を行い、皆様の意思を反映させる様に努力致しております。

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現金	250,285	285,349
預 け 金	9,894,475	8,789,277
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有 価 証 券	4,000,864	4,288,970
国 債	193,820	281,020
地 方 債	95,420	91,050
短 期 社 債	—	—
社 債	2,471,950	2,753,440
株 式	100,727	75,040
その他の証券	1,138,947	1,088,420
貸 出 金	16,803,893	16,461,217
割 引 手 形	226,667	50,128
手 形 貸 付	73,000	162,661
証 書 貸 付	15,250,499	14,837,141
当 座 貸 越	1,253,726	1,411,285
外 国 為 替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
そ の 他 資 産	327,823	217,802
未 決 済 為 替 貸	691	728
全信組連出資金	173,200	173,200
前 払 費 用	—	30
未 収 収 益	36,403	37,915
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	117,528	5,927
有 形 固 定 資 産	127,564	124,851
建 物	24,591	23,048
土 地	92,576	92,576
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	10,397	9,226
無 形 固 定 資 産	4,929	4,929
ソフトウェア	—	—
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	4,929	4,929
前 払 年 金 費 用	—	—
繰 延 税 金 資 産	99,534	151,156
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	72	33
貸 倒 引 当 金	△136,115	△152,252
(うち個別貸倒引当金)	(△46,615)	(△35,981)
資 産 の 部 合 計	31,373,328	30,171,335

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
預 金 積 金	26,558,860	25,885,105
当 座 預 金	423,014	349,474
普 通 預 金	9,092,597	8,783,823
貯 蓄 預 金	16,921	14,555
通 知 預 金	12,646	—
定 期 預 金	15,525,994	15,132,303
定 期 積 金	1,405,707	1,523,624
そ の 他 の 預 金	81,979	81,323
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	2,800,000	2,400,000
借 入 金 越	—	—
当 座 借 越	2,800,000	2,400,000
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャルペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
そ の 他 負 債	37,889	54,180
未 決 済 為 替 借	2,608	5,546
未 払 費 用	16,778	27,231
給 付 補 填 備 金	499	661
未 払 法 人 税 等	558	682
前 受 収 益	8,325	8,522
払 戻 未 済 金	—	3,138
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	5,079	5,673
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	4,040	2,722
賞 与 引 当 金	7,085	6,743
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	68,210	70,672
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	12,699	14,615
睡眠預金払戻損失引当金	90	42
偶 発 損 失 引 当 金	14,950	4,214
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	72	33
負 債 の 部 合 計	29,499,857	28,435,604
(純資産の部)		
出 資 金	229,549	226,676
普 通 出 資 金	229,549	226,676
優 先 出 資 金	—	—
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	1,743,680	1,751,260
利 益 準 備 金	229,135	229,549
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,514,545	1,521,711
特 別 積 立 金	1,485,500	1,495,500
(うち目的積立金)	(122,500)	(122,500)
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	29,045	26,211
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	1,973,229	1,977,936
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△99,758	△242,206
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△99,758	△242,206
純 資 産 の 部 合 計	1,873,471	1,735,730
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	31,373,328	30,171,335

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によって処理しております。
- 貸倒引当金は、当組合が予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自 令和3年4月分～至 令和4年3月分) 0.201%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金8百万円を費用処理しています。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、平成14年度より内規に基づく引当を行っております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間による理事及び監事に対する金銭債権総額 26百万円
- 理事及び監事との間による理事及び監事に対する金銭債務総額 127百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 348百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	85百万円
危険債権額	184百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	133百万円
合計額	403百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、決算後(償却後)の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、事務機器等についてリース契約により使用しています。
- 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	2,300百万円
	国債	300百万円
担保資産に対応する債務	借入金	2,400百万円

上記のほか、公金取扱い、為替決済保証のために預け金603百万円を担保提供しております。
- 出資一口当たりの純資産額 3,810円25銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務、及び市場運用業務等の金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、余資運用手段として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については金利変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣を中心とした常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、重要項目において検査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。主管部署であるALM委員会において現時点における資産・

(次ページに続く)

(前ページより続き)

負債のキャッシュ・フローを計算し、現時点と金利変動後で計算した現在価値の差額を金利ショック下での現在価値変動額として計算する再評価法により状況の把握・確認を行い、今後の対応等を常勤理事会で協議し、理事会に付議・報告しております

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券等の市場運用商品の保有については、余資運用規程に従い行われております。総務部では、市場運用商品の購入を行っておりますが、事前調査・継続的なモニタリング等により価格変動リスクの軽減を図っております。これらについては、常勤理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	8,789	8,819	29
(2) 有価証券	4,288	4,288	—
株式・投信	312	312	—
その他有価証券	3,976	3,976	—
(3) 貸出金	16,461		
貸倒引当金	<u>△152</u>		
	16,308	16,997	688
金融資産計	29,387	30,105	718
(1) 預金積金	25,885	25,886	1
(2) 借入金	2,400	2,400	—
金融負債計	28,285	28,286	1

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預 け 金：満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券：株式は取引所の価格、債券は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸 出 金：貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権、及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を市場金利で割り引いた価格。

金融負債

(1) 預金積金：要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

(2) 借 用 金：借入金については、短期であるため帳簿価格を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	非上場株式	2百万円
	組合出資金	173百万円
	合 計	175百万円

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。(その他有価証券で時価のあるもの) (単位:百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	—	—	—
債 券	201	200	1
(国 債)	(—)	(—)	(—)
(地方債)	(—)	(—)	(—)
(社 債)	(201)	(200)	(1)
(外 債)	(—)	(—)	(—)
投資信託	2	2	0
小 計	204	203	1

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	72	120	△47
債 券	3,847	4,094	△246
(国 債)	(281)	(300)	(△19)
(地方債)	(91)	(100)	(△8)
(社 債)	(2,552)	(2,694)	(△142)
(外 債)	(923)	(1,000)	(△76)
投資信託	161	203	△41
小 計	4,082	4,418	△335
合 計	4,286	4,621	△334

貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
85百万円	4百万円	0百万円

23. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超～ 3年以内	3年超～ 5年以内	5年超～ 10年以内	10年超
国 債	—	—	—	—	281百万円
地方債	—	—	—	—	91百万円
社 債	—	201百万円	891百万円	1,135百万円	525百万円
外 債	—	99百万円	95百万円	279百万円	448百万円
合 計	—	301百万円	986百万円	1,415百万円	1,345百万円

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,822百万円であり、このうちの全てが原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

<繰延税金資産>

退職給付引当金引当超過額	19百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	25百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
その他有価証券評価差額金	92百万円
その他	11百万円
繰延税金資産 計	151百万円
その他有価証券評価差額金	—百万円
繰延税金負債 計	—百万円
繰延税金資産の純額	151百万円

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	409,479	418,885
資金運用収益	384,487	382,886
貸出金利息	336,469	327,554
預け金利息	10,574	12,928
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	32,767	37,727
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	4,675	4,675
役務取引等収益	17,491	16,617
受入為替手数料	8,490	7,331
その他の役務収益	9,001	9,286
その他業務収益	3,332	3,669
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	1,702	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,630	3,669
その他経常収益	4,167	15,712
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	132	140
株式等売却益	4,032	4,788
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	2	10,784
経常費用	392,156	402,699
資金調達費用	6,916	8,687
預金利息	7,267	8,503
給付補填備金繰入額	349	465
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△ 701	△ 281
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	36,018	35,833
支払為替手数料	3,352	2,902
その他の役務費用	32,666	32,931
その他業務費用	—	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経費	338,929	332,170
人件費	203,994	208,874
物件費	131,575	120,243
税金	3,359	3,052
その他経常費用	10,291	26,008
貸倒引当金繰入額	1,318	16,137
貸出金償却	—	—
株式等売却損	4	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	53	33
その他の経常費用	8,915	9,837
経常利益(又は経常損失)	17,322	16,185

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	96	0
固定資産処分損	96	0
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	17,226	16,185
法人税、住民税及び事業税	557	1,180
法人税等調整額	3,866	2,844
法人税等合計	4,423	4,024
当期純利益	12,802	12,160
繰越金(当期首残高)	16,243	14,050
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	29,045	26,211

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 26円69銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	29,045	26,211
積立金取崩額	—	—
剰余金処分数額	14,995	12,531
利益準備金	414	—
普通出資に対する配当金	4,580	4,531
	(年2.0%の割合)	(年2.0%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	10,000	8,000
目的積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	14,050	13,679

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	203,994	208,874
報酬給料手当	163,564	165,347
退職給付費用	14,176	17,373
その他	26,253	26,153
物 件 費	131,575	120,243
事務費	69,138	68,412
固定資産費	31,304	30,330
事業費	6,626	6,567
人事厚生費	2,716	3,116
有形固定資産償却	13,690	7,795
無形固定資産償却	—	—
その他	8,098	4,022
税金	3,359	3,052
経費合計	338,929	332,170

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	384,487	382,886
資金調達費用	6,916	8,687
資金運用収支	377,570	374,198
役員取引等収益	17,491	16,617
役員取引等費用	36,018	35,833
役員取引等収支	△18,527	△19,216
その他業務収益	3,332	3,669
その他業務費用	—	—
その他の業務収支	3,332	3,669
業務粗利益	362,376	358,651
業務粗利益率	1.14 %	1.12 %
業務純益	18,337	1,626
実質業務純益	25,262	28,397
コア業務純益	23,560	28,397
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	23,560	28,397

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役員取引等収益	17,491	16,617
受入為替手数料	8,490	7,331
その他の受入手数料	8,976	9,234
その他の役員取引等収益	24	51
役員取引等費用	36,018	35,833
支払為替手数料	3,352	2,902
その他の支払手数料	20,341	20,379
その他の役員取引等費用	12,325	12,551

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△28,002	△1,600
支払利息の増減	△136	1,771

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	454,533	464,247	514,851	409,479	418,885
経常利益	51,196	27,066	25,677	17,322	16,185
当期純利益	36,474	20,023	17,951	12,802	12,160
預金積金残高	23,281,461	24,348,749	26,108,786	26,558,860	25,885,105
貸出金残高	16,752,971	16,752,964	17,422,801	16,803,893	16,461,217
有価証券残高	3,319,551	3,693,963	3,184,571	4,000,864	4,288,970
総資産額	27,515,518	28,574,835	30,493,766	31,373,328	30,171,335
純資産額	1,966,903	1,853,145	1,932,892	1,873,471	1,735,730
自己資本比率(単体)	12.45 %	11.79 %	12.89 %	12.74 %	12.79 %
出資総額	228,297	229,058	229,135	229,549	226,676
出資総口数	456,594 □	458,116 □	458,270 □	459,099 □	453,352 □
出資に対する配当金	6,843	4,578	4,579	4,580	4,531
職員数	40 人	40 人	41 人	40 人	38 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の充実状況

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,968	1,973
うち、出資金及び資本剰余金の額	229	226
うち、利益剰余金の額	1,743	1,751
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89	116
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89	116
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,058	2,089
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	3
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,054	2,086
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,465	15,666
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	660	639
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	16,126	16,305
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.74%	12.79%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—		—	
関 連 法 人 等 株 式	—		—	
非 上 場 株 式	2		2	
組 合 出 資 金	173		173	
合 計	175		175	

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全国信用協同組合連合会出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	403	400	2	201	200	1
	そ の 他	201	200	1	2	2	0
	小 計	604	600	4	204	203	1
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	98	132	△34	72	120	△47
	国 債	193	199	△5	281	300	△19
	地 方 債	95	100	△4	91	100	△8
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,068	2,100	△31	2,552	2,694	△142
	そ の 他	937	1,003	△66	1,085	1,203	△118
	小 計	3,393	3,535	△142	4,082	4,418	△335
合 計	3,998	4,136	△137	4,286	4,621	△334	

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.05	0.05
総資産当期純利益率	0.03	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (a)	1.21	1.20
資金調達原価率 (b)	1.15	1.13
総資金利鞘(a-b)	0.06	0.07

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭の信託運用見合費用}+\text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	31,647 百万円	384,487 千円	1.21 %
	令和4年度	31,741	382,886	1.20
うち貸出金	令和3年度	16,906	336,429	1.99
	令和4年度	16,397	327,554	1.99
うち預け金	令和3年度	10,637	10,574	0.09
	令和4年度	10,629	12,928	0.12
うち有価証券	令和3年度	3,930	32,767	0.83
	令和4年度	4,541	37,727	0.83
資金調達勘定	令和3年度	29,887	6,916	0.02
	令和4年度	29,955	8,687	0.02
うち預金積金	令和3年度	27,578	7,617	0.02
	令和4年度	28,540	8,968	0.03
うち譲渡性預金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
うち借入金	令和3年度	2,301	△701	△0.03
	令和4年度	1,411	△281	△0.01

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3年度4百万円、4年度4百万円)を控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	1	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1	3
その他業務収益合計	3	3

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	5,311	5,177
1店舗当りの貸出金残高	3,360	3,292

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度	
預 貸 率	(期 末)	63.27	63.59
	(期中平均)	61.30	57.45
預 証 率	(期 末)	15.06	16.56
	(期中平均)	14.25	15.91

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	680	681
職員1人当りの貸出金残高	430	433

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,111	40.3	11,082	38.8
定期性預金	16,431	59.6	17,424	61.1
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	32	0.1	32	0.1
合 計	27,578	100.0	28,540	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	18,421	69.4	18,435	71.2
法人	8,137	30.6	7,449	28.8
一般法人	6,972	26.3	6,394	24.7
金融機関	29	0.1	34	0.1
公 金	1,135	4.3	1,020	3.9
合 計	26,558	100.0	25,885	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	1	1

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	15,523	15,130
変動金利定期預金	2	2
その他の定期預金	—	—
合 計	15,525	15,132

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	341	2.0	118	0.7
手形貸付	117	0.7	98	0.6
証書貸付	15,381	91.0	14,987	91.4
当座貸越	1,065	6.3	1,192	7.3
合 計	16,906	100.0	16,397	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額		債務保証見返額
		金 額	構成比	
当組合預金積金	令和3年度末	80	0.5	—
	令和4年度末	77	0.4	—
有価証券	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
動 産	令和3年度末	10	0.0	—
	令和4年度末	25	0.1	—
不 動 産	令和3年度末	5,954	35.4	—
	令和4年度末	5,870	35.6	—
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	6,046	36.0	—
	令和4年度末	5,973	36.2	—
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	4,786	28.5	—
	令和4年度末	4,379	26.6	—
保 証	令和3年度末	2,326	13.8	0
	令和4年度末	2,236	13.5	0
信 用	令和3年度末	3,644	21.7	—
	令和4年度末	3,871	23.5	—
合 計	令和3年度末	16,803	100.0	0
	令和4年度末	16,461	100.0	0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	122	3.1	283	6.2
地 方 債	99	2.5	99	2.2
短期社債	—	—	—	—
社 債	2,395	60.9	2,811	61.9
株 式	140	3.6	142	3.1
外国証券	966	24.6	999	22.0
その他の証券	205	5.2	205	4.5
合 計	3,930	100.0	4,541	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	令和4年度末	—	—	—	281
地 方 債	令和3年度末	—	—	—	95
	令和4年度末	—	—	—	91
短 期 社 債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
社 債	令和3年度末	—	897	993	581
	令和4年度末	—	1,092	1,135	525
外 国 証 券	令和3年度末	—	201	294	461
	令和4年度末	—	195	279	448
合 計	令和3年度末	—	1,098	1,287	1,331
	令和4年度末	—	1,288	1,415	1,345

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	925	25.6	922	25.4
住 宅 ロ ー ン	2,683	74.4	2,703	74.6
合 計	3,609	100.0	3,625	100.0

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	9,599	57.1	9,374	57.0
設 備 資 金	7,203	42.9	7,086	43.0
合 計	16,803	100.0	16,461	100.0

貸出金償却額 (単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固 定 金 利 貸 出	9,467	9,059
変 動 金 利 貸 出	7,336	7,401
合 計	16,803	16,461

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	89	6	116	26
個 別 貸 倒 引 当 金	46	△5	35	△10
貸 倒 引 当 金 合 計	136	1	152	16

(注)当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業 種 別	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	779	4.6	792	4.8
農 業、 林 業	262	1.6	282	1.7
漁 業	3	0.0	2	0.0
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	96	0.6	151	0.9
建 設 業	2,496	14.9	2,298	14.0
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	165	1.0	146	0.9
情 報 通 信 業	49	0.3	43	0.3
運 輸 業、 郵 便 業	783	4.7	714	4.3
卸 売 業、 小 売 業	1,979	11.8	1,867	11.3
金 融 業、 保 険 業	200	1.2	200	1.2
不 動 産 業	1,235	7.4	1,358	8.3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	311	1.9	293	1.8
飲 食 業	634	3.8	692	4.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	76	0.5	43	0.3
教 育、 学 習 支 援 業	398	2.4	420	2.6
医 療、 福 祉	39	0.2	33	0.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,786	10.6	1,649	10.0
そ の 他 の 産 業	534	3.2	540	3.3
小 計	11,832	70.4	11,529	70.0
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	281	1.7	274	1.7
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	4,689	27.9	4,657	28.3
合 計	16,803	100.0	16,461	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	80	41	38	98.75	97.44
	令和4年度	85	66	18	98.82	94.74
危険債権	令和3年度	225	208	8	96.00	47.06
	令和4年度	184	157	17	94.57	62.96
要管理債権	令和3年度	126	51	26	61.11	34.67
	令和4年度	133	52	48	75.19	59.26
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	126	51	26	61.11	34.67
	令和4年度	133	52	48	75.19	59.26
小 計	令和3年度	432	301	73	86.57	55.73
	令和4年度	403	276	84	89.33	66.14
正常債権	令和3年度	16,391				
	令和4年度	16,076				
合 計	令和3年度	16,823				
	令和4年度	16,480				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

コンプライアンス(法令等遵守)とは、法令をはじめ内部の諸規程、さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することを言います。

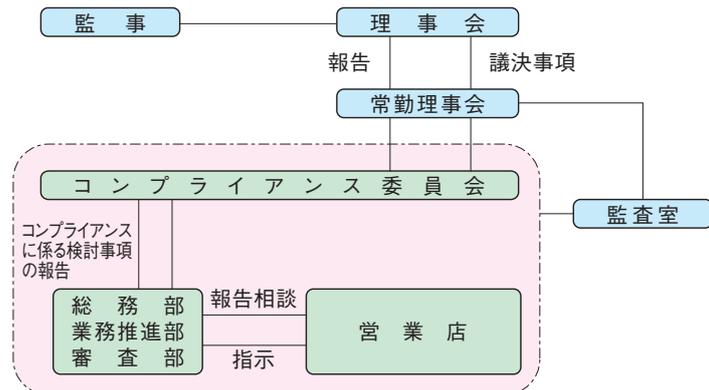
自己責任原則の経営から企業倫理を確立し、各種法令やルール(内部規程等)を厳正に遵守するとともに社会規範を全うする為に、経営の最重要課題の一つに位置付け理事会・常勤理事会をして主管部署を「コンプライアンス委員会」、営業店にはコンプライアンス・オフィサー(次席者)を設置し、コンプライアンス・プログラムに基づき、各部署ごとに定期的な勉強会を月4回実施することで問題点や疑問点を協議し、法令に対する意識の高揚と内部管理態勢の強化に努め、その浸透と徹底に取り組んでいます。

各部署のオフィサーは、法令等に違反する行為の未然防止に注力のうえ、勉強会の開催状況を毎月主管部署へ報告、主管部署は月ごとの報告をとりまとめ、その実施状況を常勤役員会へ報告しています。

職場内研修や会議を通じ経営陣・部長・職員の金融機関に係る各種法令や規程、新たな問題点や内部規則の認識・理解力は深まっています。

また、コンプライアンスに対する意識・企業風土も高くなり、法令等遵守態勢の強化は図られています。

コンプライアンス体制図



●顧客受入方針

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまと取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客さまの属性情報の取得・管理については、犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。なお、お客さまが取引時確認に応じない場合には、取引時確認にお客さまが応じるまで当該取引を謝絶します。

また、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとの取引が別紙に該当すると判断した場合には、速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

1. 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等(数居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなのは一の取引とみなす。)

・上記取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。

・上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程等に基づき適切に管理します。

2. 特別の注意を要する取引(①マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引)

・上記「1」と同様。

3. ハイリスク取引(①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、②マネー・ロンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、③重要な公的地位にある者(外国PEPs)との取引)

・上記取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。なお、マネー・ロンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。

・上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程等に基づき適切に管理します。

確認事項	通常の取引(上記1、2)	ハイリスク取引(上記3)
本人特定事項 (個人) 氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人) 運転免許書、在留カード、旅券(パスポート) 等顔写真のある公官庁発行書類など (法人) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人) 職業 (法人) 事業の内容	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、 登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人) 源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人) 貸借対照表、損益計算書など

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

経営内容

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1.報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2.役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	15,840	40,000
監事	1,032	2,000
合計	16,872	42,000

(注)1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事8名、監事2名です。

3.上記以外に使用人兼務理事に支払った報酬(賞与を含む)は、6,086千円です。

4.上記以外に支払った役員賞与金は理事1,000千円であります。

3.その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」とは、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」および「退職給与規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連当型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足頂けるよう、お取引に係るご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせ等を受付けております。当組合へのお申し出先として「お取引のある営業店」また「総務部お客様相談窓口」をお願いします。

・苦情処理措置

窓 口：総務部お客様相談窓口

電話番号：0856-22-3030

E-mail：masushin@beach.ocn.ne.jp

受付時間：午前9時～午後5時まで(土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く)

なお、苦情対応の手続きにつきましては、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス <https://shimanasushin.com>

●紛争解決措置

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。また、平成26年7月に中国ブロック信用組合協議会と広島弁護士会仲裁センターとも契約を締結しました。

名 称	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所	中国ブロックしんくみ苦情等相談所	広島弁護士会仲裁センター
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1	〒730-0044 広島市中区宝町9-11	〒730-0011 広島市中区基町6-27 そごう新館6館
電話番号	03-3567-2456	082-247-7363	082-225-1600
受付日 時 間	月～金(祝日および協会の休業日は除く) 9:00～17:00	月～金(祝日及び信用組合の休業日は除く) 9:00～17:00	月～日 (火曜日、年末年始、4/29～5/6の祝日、お盆は除く) 9:30～16:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談窓口またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、下記の弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、広島県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。例えば、お客様は、広島県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00
ホームページ	http://www.toben.or.jp/bengoshi/kaiketsu/index.html	http://www.ichiben.or.jp/consul/discussin/cyusai/index.html	https://niben.jp/service/soudan/chusai/

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1.お客様からの苦情等については、本支店または総務部お客様相談窓口で受付ます。

2.お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。

3.苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱います。

4.お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。その標準的な手続等の情報を提供します。

5.紛争解決を図るために、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。

6.顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。

7.反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上で、断固たる対応をとります。

8.苦情等に対応するために、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発 行 主 体	島根益田信用組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	226百万円

注. 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本比率は、金融機関の体力を示す指標であり、この比率が高いほど、財務内容が健全であり、経営の安定度も高いと言えます。当組合の令和5年3月末の自己資本比率は12.79%であり、国内基準(4.0%)を大きく上回っています。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスク」と定義しております。 また、管理方針については、自己査定債務者区分及び分類結果等に基づいて、リスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることとしています。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。
評価・計測	信用リスクの評価について、当組合では「資産の自己査定基準」に基づき厳格な自己査定を実施しております。 それと同時に、お客様の財務状況のみならず経営資質・技術力・成長性・個人との一体判断による償還能力等を含め総合的に判定しております。 また、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、資金使途別、さらに与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しています。
一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに過去の実績率を算定し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて、予想損失率を求め、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて算出しています。
なお、従来、正常先債権及び要注意先債権の予想損失額(貸倒引当金)は、総債権ベースの貸倒実績率に将来発生が見込まれる損失による修正を加えたものとしておりましたが、2020年度から、リスクを有する債権からの貸倒実績率に将来発生が見込まれる損失による修正を加えたものを予想損失額(貸倒引当金)としています。

この変更は、リスクを有する債権残高の増減と貸倒引当金の増減を連動させることで、的確かつ、適正な引当金を計上するためのものです。
また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、または、直接償却を行っています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しています。
・日本格付研究所(JCR) ・格付投資情報センター(R&I) ・ムーディーズ・ジャパン社(Moody's Japan) ・スタンダード&プアーズ社(S&P)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合の信用リスク削減方法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当し、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。

ただし、当組合では融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しています。

したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹していますが、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「貸付規程」及び「担保評価運用基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「貸付規程」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散しています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	当組合は投資家として証券化取引を行っています。証券化商品への投資は、当組合が定める「余資運用規定」により、投資枠内での取引に限定しています。また、リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するなど適切にリスク管理を行っております。
管理体制・ 評価・計測	証券化エクスポージャーに係るリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、状況を定期的に常勤理事会へ報告しています。また、当組合が定める「余資運用規定」等に基づいて適正な運用・管理に努めています。
■再証券化エクスポージャーの有無 該当なし	
■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当組合は、標準的手法を採用しております。	
■証券化取引に関する会計方針 当組合の会計処理は、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。	
■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しています。 ・日本格付研究所 (JCR) ・格付投資情報センター (R&I) ・ムーディーズ・ジャパン社 (Moody's Japan) ・スタンダード&プアーズ社 (S & P) ・フィッチレーティングリミテッド (Fitch)	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナル・リスクを「金融機関の業務過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。
管理体制	当組合では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「評判リスク」等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、各委員会や本部各部を主管部署とした管理体制や管理方法に関する基本方針等を明示した「リスク管理規程」や「各リスク管理要領」によって、それぞれのリスクについて定め、リスクを確実に認識する体制を構築しています。
評価・計測	リスクの評価・計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、必要に応じ経営陣を中心とした常勤役員会等により態勢の整備に努めております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は基礎的手法を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	出資等の発行体の経営状況によっては、当組合の保有する金融資産の価値が変動し、損失を被る潜在性のあるリスクと定義しています。
管理体制	上場株式に係るリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、状況を定期的に常勤理事会へ報告しています。また、非上場については、当組合が定める「余資運用規定」等に基づいて適正な運用・管理に努めています。
評価・計測	株式等の運用については、健全性の高い上場株式を原則としています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下及び損失を被るリスクと定義しています。
管理体制	管理担当部署は総務部とし、具体的な管理及び総合管理は主管部署であるALM委員会が行います。重要案件に関する事項は常勤理事会で協議し、理事会に付議・報告します。
評価・計測	当組合では、SKC (信組情報サービス株式会社) のALMシステムを採用し金利リスクを算出しています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号 (平成31年2月18日) による改正を受け、平成31年3月末から△EVE*を開示しております。また、令和2年3月末から△NII*を開示しております。
※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIに関する事項は以下のとおりです。
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - 内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和5年3月末の△EVEは703百万円 (前期末比△46百万円) △NIIは10百万円 (前期比△2百万円) となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- △EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについてはパーセントイル値を用いて算出しています。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	703		749		10		12	
2	下方パラレルシフト	0		0		0		0	
3	スティープ化	552		590					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	703		749		10		12	
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,086						2,054	

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.18をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,465	618	15,666	626
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,459	618	15,660	626
(i) ソブリン向け	183	7	162	6
(ii) 金融機関向け	2,376	95	2,155	86
(iii) 法人等向け	6,277	251	6,639	265
(iv) 中小企業等・個人向け	3,130	125	2,852	114
(v) 抵当権付住宅ローン	29	1	25	1
(vi) 不動産取得等事業向け	846	33	926	37
(vii) 三月以上延滞等	8	0	6	0
(viii) 出資等	138	5	128	5
出資等のエクスポージャー	138	5	128	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	252	10	252	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	173	6	173	6
(xi) その他	2,008	80	2,303	92
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	34	1	33	1
ルック・スルー方式	34	1	33	1
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	5	0	5	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	660	26	639	25
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	16,126	645	16,305	652

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金・その他資産が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	1,479	1,614	—	—	700	800	—	—	3	0
農 業、 林 業	262	282	—	—	—	—	—	—	6	6
漁 業	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	151	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,496	2,299	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	664	845	—	—	400	600	—	—	—	—
情 報 通 信 業	449	443	—	—	400	400	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	1,083	1,014	—	—	300	300	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	2,185	2,068	—	—	200	200	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	11,494	10,462	—	—	1,000	1,100	—	—	—	—
不 動 産 業	1,439	1,560	—	—	200	200	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	311	293	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	634	693	—	—	—	—	—	—	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	76	43	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	398	420	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	39	33	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,786	1,649	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	534	543	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	581	674	—	—	300	400	—	—	—	—
個 人	4,689	4,657	—	—	—	—	—	—	0	0
そ の 他	605	871	—	—	300	300	—	—	—	—
業 種 別 合 計	31,310	30,623	—	—	3,800	4,300	—	—	12	6
1 年 以 下	6,092	5,606	—	—	—	—	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	3,577	3,327	—	—	300	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	2,650	2,858	—	—	800	300	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	1,709	1,676	—	—	300	800	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	5,502	5,935	—	—	1,000	300	—	—	—	—
10 年 以 上	9,712	9,151	—	—	1,400	1,000	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,067	2,070	—	—	—	1,400	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	31,310	30,623	—	—	3,800	4,300	—	—	—	—

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、投資信託等が含まれます。なお、残存期間別合計には未収利息及び債務保証残高を「期間の定めのないもの」に含めて表示しております。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、業種別合計には未収利息及び債務保証残高を「その他」に含めて表示しております。
 5. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	1	2	1	—	—	—	—	—	2	2	—	—
農 業、 林 業	7	6	—	12	—	—	0	3	6	15	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	4	1	—	—	—	—	2	1	1	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	8	7	3	—	—	—	4	3	7	4	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	4	4	—	—	—	—	0	4	4	—	—
飲 食 業	17	20	2	—	—	—	—	17	20	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	9	2	—	—	—	—	6	2	2	4	—	—
合 計	52	46	12	—	—	—	18	28	46	35	—	—

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	5,156	—	3,820
10%	100	1,902	100	1,524
20%	902	9,904	902	8,800
35%	—	83	—	74
50%	2,104	11	2,399	3
75%	—	4,263	—	3,861
100%	639	7,769	730	8,152
150%	—	—	—	—
250%	100	100	100	152
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	3,846	27,464	4,232	26,390

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		75	71	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	98	98	78	78
非 上 場 株 式 等	175	175	159	159
合 計	273	273	237	237

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	4	4
売 却 損	0	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	△137	△334

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	200	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日

島根益田信用組合

理事長 **竹本 義正**

代理貸付残高の内訳

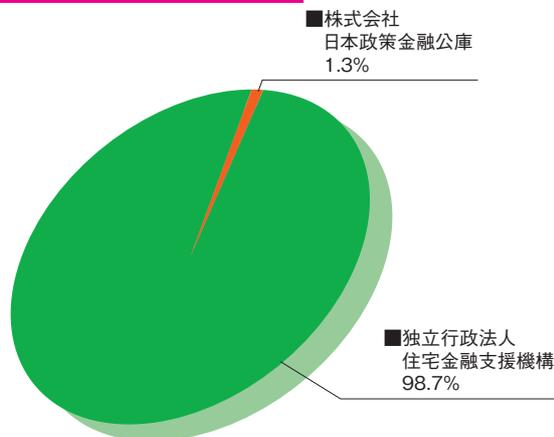
(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	22	12
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	5	—
その他	—	—
合計	28	12

トピックス

- 懸賞金付定期積金「運貯し」発売
- 金利優遇定期預金「ありがとう」発売
- しんくみの日週間(献血運動)

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



その 他 業 務

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

手数料一覧

(令和5年5月30日現在)

種 類		組 合 員	一 般		
振 込	当組合 本支店	振替・現金5万円未満	0円	0円	
		現金5万円以上	0円	440円	
	他 行	他店宛	5万円未満	110円	220円
			5万円以上	110円	440円
		電信扱	5万円未満	490円	490円
			5万円以上	550円	660円
文書扱	5万円未満	440円	440円		
	5万円以上	440円	660円		
送 金	本支店		—円	—円	
	他 行	電信扱	—円	—円	
		普通扱(送金小切手)	—円	—円	
代金取立	本支店	小切手	0円	0円	
		手形	220円	220円	
	他 行	同一交換所における手形	220円	220円	
		その他地域	至急扱	—円	—円
			普通扱	660円	660円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料		660円	660円	
	不渡手形返却料		660円	660円	
	取立手形店頭呈示料		—円	—円	
種 類			料 金		
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)	660円		
		1冊(25枚)	440円		
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)		—円		
	マル専手形 (1枚につき)		—円		
自己宛小切手			550円		
通帳証書等再発行			1,100円		
カード再発行			1,100円		
カード暗証番号調査手数料			550円		
証明書発行手数料	残高証明書	1通	550円		
	融資証明書	1通	5,500円		
	その他証明書	1通	550円		
夜 間 金 庫 (月 額)			2,200円		
CD・ATM手数料(払戻1回につき)			当組合カード	県内信用組合	その他
平日18時まで(土曜14時まで)			0円	—円	110円
平日18時以降(土曜14時以降)			—円	—円	—円
日曜日			—円	—円	—円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和3年度末		令和4年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	16,382	9,413	16,536	10,437
	他の金融機関から	24,794	12,561	25,822	11,959
代金取立	他の金融機関向け	379	396	229	254
	他の金融機関から	262	198	149	115

当組合の子会社

該当事項なし

地域貢献

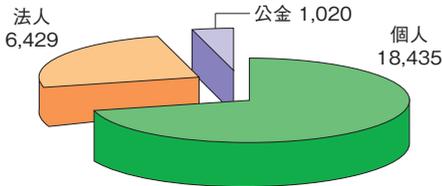
地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、お客様との永い取引関係を維持するために、信用組合の原点に立ち返り、持ち味であるフットワークを活かし、地域内での営業基盤の拡充に努め、協同組織金融機関として組合員皆様の社会的・経済的地位の向上に役立つことを目標として、より一層地域に密着し、地域の発展に努めます。

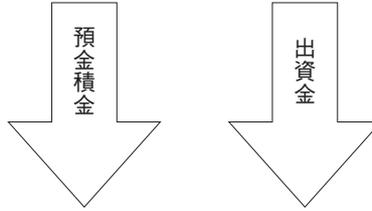
預金を通じた地域貢献

[まずしん と 地域社会]

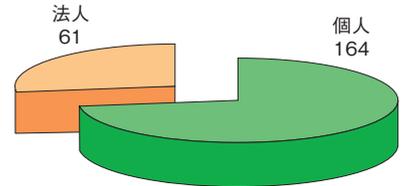
預金積金 25,885百万円
(人格別 残高構成)



お客様/組合員



出資金 226百万円
(人格別 残高構成)



島根益田信用組合 組訓「奉仕・繁栄・啓発」

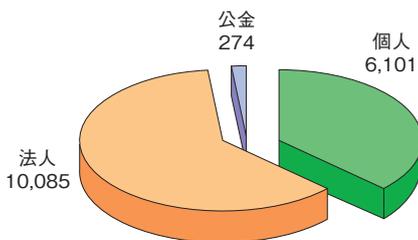
役員員数41人

店舗数5店舗

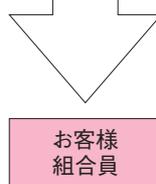
組合員数7,562人

1. 金融業務を通じて組合員をはじめ地域社会の健全な発展に奉仕します。
2. 地域住民の豊かな生活、中小企業者の安定的成長の中で、共に繁栄を目指します。
3. 健全経営を基盤に時代の変化に即応したうえで、地域社会の皆様から信頼されるよう常に啓発に努めます。

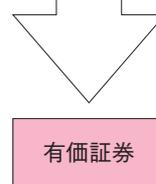
貸出金 16,461百万円
(人格別 残高構成)



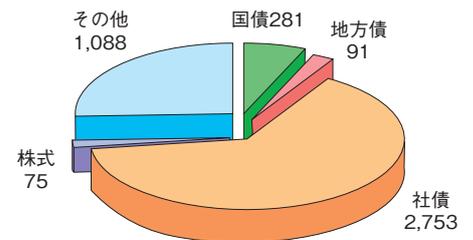
融
資



運
用



有価証券 4,288百万円
(人格別 残高構成)



融資を通じた地域貢献

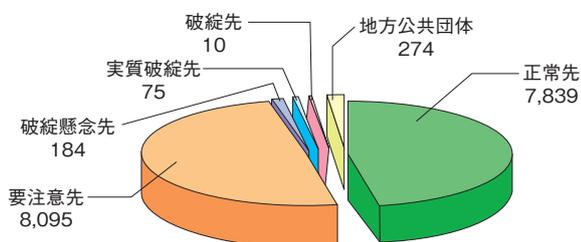
当組合は「奉仕・繁栄・啓発」を組訓に掲げ、地域の事業者(勤労者)一人ひとりへの相互扶助の精神で、地元の協同組織金融機関として業務を通じて地域との永いお付き合いを大切にしながら、共に助け合い、金融サービスと円滑な資金供給に努めております。

◆債務者区分別 債務者数・債権残高

(単位:先、百万円)

債務者区分別	債務者数	金額(構成比)
債務者の財務、経営状態に応じて、正常先から破綻先までの5段階に区分したものを債務者区分とします。		
正常先	1,304	7,839 (47.6%)
要注意先	320	8,095 (49.1%)
うち 要管理先	3	169 (1.0%)
破綻懸念先	25	184 (1.1%)
実質破綻先	10	75 (0.5%)
破綻先	4	10 (0.1%)
地方公共団体(回収の危険性がないため、債務者区分を行っていません。)	2	274 (1.6%)
合計	1,665	16,480 (100.0%)

《債務者区分別 残高構成》

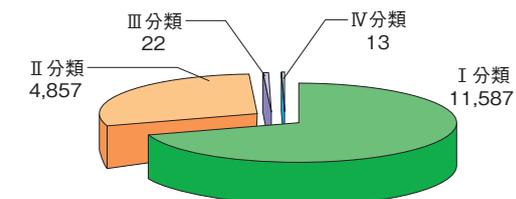


◆分類別 債権残高

(単位:先、百万円)

分類別	金額(構成比)
債務者区分毎に、担保・保証等による回収の可能性を評価して、債権をI分類からIV分類までの4つのランクに分類したものを分類額とします。	
I分類 回収について問題のない債権	11,587 (70.3%)
II分類 回収について注意を要する債権	4,857 (29.5%)
III分類 回収について重大な懸念がある債権	22 (0.1%)
IV分類 回収不能と判定される債権	13 (0.1%)
合計	16,480 (100.0%)

《分類別 残高構成》



地 域 貢 献

◆島根県中小企業制度融資の取扱状況

(単位:百万円)

資金名等	令和4年度実績		令和5年3月末残高	
	件数	実行額	件数	残高
一般資金	3	28	15	148
小規模企業特別資金	—	—	3	6
創業者支援資金	4	20	22	80
経営改善長期借換資金	—	—	11	165
セーフティネット資金 (新型コロナ対応枠)	5	61	15	123

◆個人向けローン商品の概要と実績

(単位:百万円)

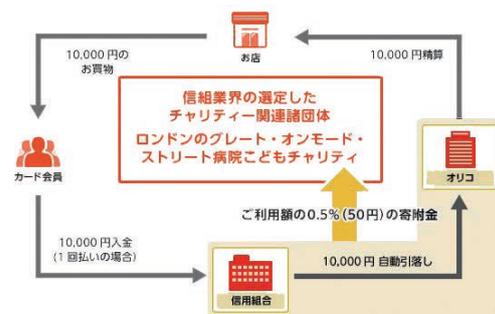
種類	特色等	ご利用期間	ご融資金額	5年3月末残高
住宅	ますしん住宅ローン	35年以内	3,000万円以内	2,481
	住宅ローン(全国保証)		6,000万円以内	183
	住まいる応援団	10年以内	500万円以内	21
	しんくみリフォームローン			0
車	マイホーム増改築 リフォーム応援団	15年以内	1,000万円以内	8
	新型マイカーローン しんくみカーライフローン	10年以内	500万円以内	261
教育	マイカー購入、 車検、修理等	10年以内	1,000万円以内	12
	進学応援団	10年以内	500万円以内	0
カード	ますしん教育 Eカード	卒業後10年以内	500万円以内	92
	ぼけっとカードローン	3年更新	70万円以内	32
	生活応援団		100万円以内	25
	おともだち	組合員限定カードローン	50万円以内	89
その他	フリーローントライ	10年以内	1,000万円以内	14
	サポートローン ワイド	15年以内	500万円以内	214
	ますしんチョイス	7年以内	300万円以内	41

文化的・社会的貢献に関する活動

◎寄付活動

クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の寄付金を全国心臓病の子どもを守る会 島根県支部に贈呈しました。

このカードは利用代金の0.5%が信用組合業界の選定したチャリティ関連諸団体等に寄付されます。



◎社会活動

令和4年9月1日に「しんくみの日」週間の活動として献血活動を実施しました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
246	14	0	13	13	5.7	0.0	92.9

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

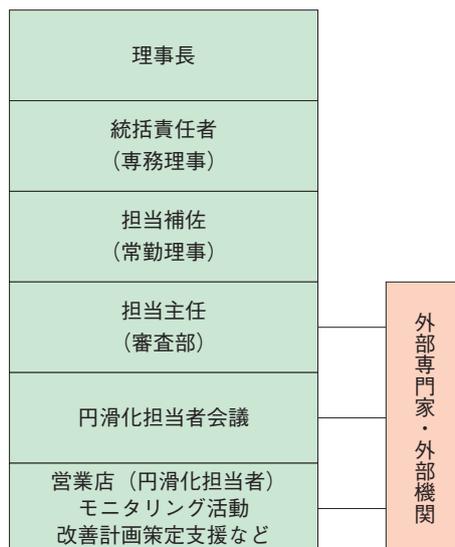
中小企業の経営支援に関する取組み方針

経営支援が必要とされる先に対しては、その都度、内容把握のうえ改善計画を立案し、与信先の活性化に努める。

- 営業店は、一般融資取引先及び条件変更対応先に対して、継続的な企業訪問を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった経営実態の把握に努めるとともに、適時・適切に経営相談・経営指導を行う。
- 経営改善計画が策定されている先には、進捗状況をモニタリングして管理する。
- 経営改善計画策定が必要であるにもかかわらず、条件変更対応時に計画書が未作成の条件変更対応先は顧客と営業店が連携して計画書を策定する。なお、必要に応じて審査部もサポートを行う。
- 審査部が重要と判定した先は、営業店より定期的に業況報告を求め検証を行う。その内容に不十分な点があれば営業店に指導を行う。
- きめ細やかなコンサルティング活動を通じて積極的な企業・事業再生に取り組む。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新等支援業務を行う者として、審査部に統括責任者及び経営革新等支援業務を行う者を配置し、各支店との密接な連携を図っています。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み状況

少人数体制である当組合では専担者や専門部署の配置はできませんが、少人数体制であるからこそ担当部署である審査部と営業店が密接に連携し、情報を共有しながら税理士、司法書士、経営指導員等の外部専門家や商工会議所、商工会、信用保証協会等の外部機関と連携を図り、創業支援・実行支援、事業計画の策定支援・実行支援、経営改善計画の策定支援・実行支援、経営状況の分析、金融・財務相談などに取組んでいます。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

条件変更等対応先のなかからモニタリング先(経営状況のヒアリング、分析、金融・財務相談など)や経営改善計画策定支援先(経営改善計画の策定・実行支援など)を指定し、日々の訪問活動を通じたコンサルティング活動や経営指導に取組んでいます。

令和4年度 モニタリング先 23先

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援に取組んでいます。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資については、お客さまの事業継続や資金繰りの維持を最優先に考慮したうえで、一律的・機械的に経営者保証を取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、お客さまと対面でリレーションを深めながら、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■お客様相談窓口

島根益田信用組合 総務部

受付日:月曜日～金曜日 (祝日および組合の休業日は除く)

受付時間:9時～17時

電話:0856-22-3030

E-mail:masushin@beach.ocn.ne.jp

HP:https://shimanemasushin.com

■「経営者保証ホットライン」

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことはありませんので、あらかじめご承知ください。

受付日:平日

受付時間:10時～17時

電話:0570-067755

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	161件	149件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	50.9%	45.0%
保証契約を解除した件数	5件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)(令和5年6月現在)

店名	住所	電話	CD・ATM
本店営業部	〒698-0024 島根県益田市駅前町14番23号	0856-22-3033	2台
浜田支店	〒697-0027 島根県浜田市殿町83番216	0855-22-5354	1台
西益田支店	〒699-5132 島根県益田市横田町233番12	0856-25-2011	1台
高津支店	〒698-0041 島根県益田市高津6丁目15番30号	0856-23-1888	1台
あけぼの支店	〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町18番7	0856-23-1500	1台

地区一覧

益田市 浜田市 鹿足郡

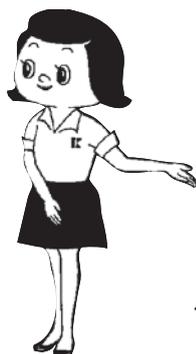
索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	2
2. 事業の組織*	3
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	3
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	28
5. 自動機器設置状況	28
6. 地区一覧	28
7. 組合員数	2
8. 子会社の状況	23
【主要事業内容】	
9. 主要な事業の内容*	23
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況*	2
12. 経常収益*	8
13. 業務純益等	8
14. 経常利益(損失)*	8
15. 当期純利益(損失)*	8
16. 出資総額、出資総口数*	8
17. 純資産額*	8
18. 総資産額*	8
19. 預金積金残高*	8
20. 貸出金残高*	8
21. 有価証券残高*	8
22. 単体自己資本比率*	8
23. 出資配当金*	8
24. 職員数*	8
【主要業務に関する指標】	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	8
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支*	8
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	11
28. 受取利息、支払利息の増減*	8
29. 役員取引の状況	8

30. その他業務収益の内訳	11
31. 経費の内訳	8
32. 総資産経常利益率*	11
33. 総資産当期純利益率*	11
【預金に関する指標】	
34. 預金種目別平均残高*	12
35. 預金者別預金残高	12
36. 財形貯蓄残高	12
37. 職員1人当り預金残高	11
38. 1店舗当り預金残高	11
39. 定期預金種類別残高*	12
【貸出金等に関する指標】	
40. 貸出金種類別平均残高*	12
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見込額*	12
42. 貸出金金利区分別残高*	13
43. 貸出金用途別残高*	13
44. 貸出金業種別残高・構成比*	13
45. 預貸率(期末・期中平均)*	11
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	13
47. 代理貸付残高の内訳	21
48. 職員1人当り貸出金残高	11
49. 1店舗当り貸出金残高	11
【有価証券に関する指標】	
50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
51. 有価証券の種類別平均残高*	12
52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13
53. 預証率(期末・期中平均)*	11
【経営管理体制に関する事項】	
54. 法令遵守の体制*	15
55. リスク管理体制*	17.18
資料編	19.20.21
56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	16

【財産の状況】

57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	4.5.6.7.8
58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全引当状況*	14
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3か月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	
59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	9
60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10
61. 外貨建資産残高	22
62. オフバランス取引の状況	11
63. 先物取引の時価情報	11
64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
66. 貸出金償却の額*	13
67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	22
【その他の業務】	
68. 内国為替取扱実績	23
69. 外国為替取扱実績	22
70. 公共債窓販実績	22
71. 公共債引受額	22
72. 手数料一覧	23
【その他】	
73. トピックス	22
74. 沿革・歩み	2
75. 継続企業の前提の疑義*	該当なし
76. 総代会について**	3
77. 報酬体系について**	15
【地域貢献に関する事項】	
78. 地域貢献**	24.25
79. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	26.27
80. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	27



しんくみマスコット「くみちゃん」

おつきあい まごころで

〒698-0024 島根県益田市駅前町14番23号
 TEL : 0856-22-3030 FAX : 0856-23-6250
 E-mail masushin@beach.ocn.ne.jp
<https://shimanemasushin.com>